

議案第 3 2 号

津久見市の公の施設を日出町の住民が利用することに関する協議
について

津久見市の公の施設を日出町の住民が利用することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 8 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 公の施設の名称及び所在地

次の表のとおり

名 称	所在地
津久見市民図書館	津久見市大友町 5 番 1 5 号

2 利用方法

利用に係る公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

公の施設の管理に要する経費は、津久見市の負担とする。

理 由

津久見市の公の施設の一部を日出町の住民が利用することについて、協議したいので提出する。